

熱海市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第10号

熱海市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

熱海市税賦課徴収条例（平成16年熱海市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項第1号中「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第139条の3第2項第1号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。